

実施方針に関する質問と回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
1	事業の目的	1	2	1)			「他事業に関わる路線」とはどのような路線ですか。	実施方針3.対象施設、工区1, 2, 5が対象となります。
2	業務内容	1	2	6)	ア)	①	「調査業務」にはどのような業務（測量や土質調査など）が含まれますか。具体的に示してください。	設計施工に必要な部分の測量調査、地下埋設物調査、試掘調査となります。
3	業務スケジュール	2	2	8)	イ)		設計期間に何らかの制約はありますか。	精算金額確定のために、最終年度前年（令和9年度）8月末までが設計期間となります。
4	事業スケジュールの短縮	2	2	8)	イ)		設計・工事期間について、事業者提案により短縮可能とありますが、どの程度まで許容されるのか、特に制約事項があるのかご教示ください。	短縮期間については業務内容を全て満たしていることが前提です。制約事項については、短縮に対する制約はございません。
5	対象施設の施工方法	3	3				4工区については管更生250Aが指定されていますが、より合理的な施工方法があれば詳細設計時に変更することは可能でしょうか。	協議により可能です。
6	多度9号水源地事業との調整	3	3				5工区の備考欄で、多度9号水源地新設整備事業との調整が必要とありますが、工期や工事を限定する調整は発生しないと考えていますがよろしいでしょうか。もし、想定する調整業務があればご教示願います。	「多度9号水源地新設整備事業」（令和6～8年度（予定））に係る送水管工事と施工時期が重なる可能性があるため、重なる場合は、多度7号井付近の接続点にて調整が発生する可能性があります。
7	多度9号水源地事業の詳細	3	3				多度9号水源地新設整備事業に関する資料について、工事に関わりのある範囲（接続や制限等）の詳細資料は要求水準書等に併せて公表いただけていますか。よろしいでしょうか。	接続点についてのみ本平面図で図示する予定となります。
8	工事完了の制限	3	3				5工区と1,2工区の工事について完了の期限が制限されているが、この工事とは設計・施工の施工を指し、その後の清算等の作業は含めないと認識しているがよろしいでしょうか。	引き渡しが必要なため、精算等を原則とします。
9	工事期間の制約	3	3				5工区は令和8年度末の完了、1及び2工区は令和9年度末の完了としておりますが、各工区の起終点付近はその時期までは施工の制約はないと理解してよろしいでしょうか。敷地を使用する際の留意点等があればご教示ください。	工区1及び2についてはありません。工区5に対してはNo.6回答をご確認ください。
10	対象施設	3	3				4工区の「管更生」は、350Aの既設管路内に250Aの管更生を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	JVの構成	4	4	1)	ウ)		特定JVは設計企業1者、建設企業2者を基本とするため、3者を超えるJVは認めないと理解してよろしいでしょうか。もし認められるのであれば、代表企業ではない建設企業の構成員は1者市内業者を含めれば、もう1者が市内業者以外で構わないということでしょうか。その場合の市内以外の業者は、「5応募者の備えるべき応募資格3) 準市内業者・県内業者・県外業者に必要な資格要件」を全て満たす必要があるとの認識でよかったですでしょうか。	3者を超えるJVは認めます。構成員の内容につきましては、ご認識のとおりです。
12	応募者の構成	4	4	1)	オ)		「設計から建設に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する」とありますが、統括責任者は調整・管理ができることを前提に設計期間の現場常駐義務はないと考えていますか。よろしいでしょうか。	常駐義務はありませんが、統括責任者を通しての協議及び連絡体制が必要となります。
13	応募資格要件	5	4	3)			想定スキーム図には「協力企業」欄に配管・土工等が例示されていないことから、JV構成員による「自ら施工」も可能であると理解してよろしいでしょうか。若しくは協力企業に下請することが前提でしょうか。	JV構成員による施工は不可です。
14	配置予定技術者	6	5	2)	イ)		「優先交渉権者の決定日の前日までに於いて他の工事に従事する技術者であってはならない」との記述がありますが、このタイミングは受注確定前どころか優先交渉権が確定する前日であり、工事着工からは1年近く前（設計試掘を除く）と想定されます。一方で、詳細設計期間中に必要な建設企業の配置技術者は、一部に限定されとの認識です。「優先交渉権者の決定日の前日までに」専任配置が必要な「建設企業の技術者」は、総括責任者、監理技術者、現場代理人のいずれまでをお考えでしょうか、理由も含めご教示願います。	統括責任者は着手日（契約日）前日に、監理技術者及び現場代理人は現場着手日前日に他の工事に従事する技術者となってはならないとします。
15	配置を予定する技術者等について	6	5	2)	エ)	②	「管理技術者と照査技術者については、兼務を認めない」とありますが、それぞれの専任期間を教えてください。	専任期間はありません。
16	配置を予定する技術者等	7	5	2)	ケ)		監理技術者制度運用マニュアル(最終改正令和2年9月30日国不建第130号)とありますが現在は最終改正令和4年12月23日国不建第457号が最新版とおもわれます。公告時は最新版が適用されると考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
17	参加に必要な要件	7	5	3)			市内業者を除く建設企業の構成員は3) 準市内業者・県内業者・県外業者に必要な資格要件を全て満たす必要があるとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	応募者の備えるべき応募資格	7	5	3)	オ)		本件は工区が多岐にわたり、設計施工の連携が工事をスムーズに進めることがポイントとなります。その意味で少なくとも代表企業には管路DBの完工実績を資格として求めるほうがよいと考えます。	ご意見として承ります。

19	代表企業に必要な配置技術者	8	5	5)	ア)		代表企業は、総括責任者、監理技術者、現場代理人を配置すること。とありますが兼務は可能ですか？	可能です。
20	代表企業に必要な配置技術者	8	5	5)	ア)		代表企業が配置する統括責任者、監理技術者および現場代理人は1人で兼ねることができると考えているが問題はないでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	代表企業に必要な配置技術者	8	5	5)	ア)		「総括責任者、監理技術者、現場代理人」の3項目について、どこまで兼務可能でしょうか。	3項目とも兼務は可能です。
22	監理技術者の配置	9	5	6)	ア)		代表企業が監理技術者を配置するため、構成員は主任技術者を配置するのが一般的と理解しております。本事業で構成員にも監理技術者の配置を求めている理由をご教示ください。	各構成員については主任技術者を配置することとします。
23	構成員に必要な配置技術者	9	5	6)			本項目の「構成員」は、施工業者（市内建設業者）の事を指すという認識で宜しいでしょうか。	施工業者ではなく構成員となります。
24	構成員に必要な配置技術者	9	5	6)	イ)		「水道配管技能士」は、複数班施工時にも有資格者が特定JV全体で1名配置出来ていれば問題ありませんでしょうか。	各工区、配管作業を伴う施工時には1人以上配置する必要があります。
25	設計技術者の要件	9	5	7)	ウ)		担当技術者の要件は直接的雇用関係があること以外は求めないという理解でよろしいでしょうか。本事業では複数工区を同時に設計するため、配水管設計の元請としての実務経験は必要と考えます。	ご理解のとおりです。なお、元請としての実務経験についてはご意見として承ります。
26	参加に必要な要件	9	5	7)	オ)		本件は人ではなく企業に求められる実績として解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	設計企業の実績	9	5	7)	オ)		ここで求めている業務完了実績は設計企業としての実績であり、そのエビデンスはTECRISの提出によると理解してよろしいでしょうか。	TECRIS若しくは、契約履行証明書、業務完了認定書の写しの提出により実績の確認を行います。契約履行証明書及び業務完了認定書の場合、業務内容確認のために仕様書の提出も必要となります。
28	設計企業の参加要件	10	5	7)	キ)		「建設企業と兼務する場合は上記ウ)～エ)までの要件を満たす者を配置すること」とあるが、兼務する場合においても配置したうえで、建設企業には、実績などを含むア)～カ)の要件が必要であると考えているがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	応募資格要件確認基準日	10	5	9)			「応募資格要件確認基準日」は参加資格審査申請書提出日と同一ですか。	参加資格審査申請書締切日となります。
30	著作権	12	7	4)			「意見書の提出する機会を与えるものとする」とありますが、意見書を提出することで、応募者の提出書類の公表を差し止めることができる、若しくは秘匿性の高い内容の開示に関して配慮して公表していただけると理解していますがよろしいでしょうか。	桑名市情報公開条例に基づき対応いたします。
31	結果の通知	14	8	1)	ウ)		結果の通知で提案価格及び基礎審査の結果を応募者の代表企業へ通知するとありますが、結果とはどのような内容について通知されるのか教えてください。	募集要項に詳細を記載します。
32	提案価格の審査	14	8	3)	ア)		本事業は短期間で多くの基幹管路更新する技術難度の高い事業であるため、適切な業務品質を確保するためには価格が著しく低い提案は除外することが望ましいと考えます。低入札の品質低下を防ぐため価格点の配点に制限を設けてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
33	提案価格	14	8	3)	ア)		「見積上限価格」は募集要項等の公告時に公表されますでしょうか。設計価格および基本設計数量についても公表される予定はありますでしょうか。	見積上限価格のみ公表いたします。
34	審査基準	14	8	3)	イ)		「要求水準書」は募集要項等の公告時に公表されますでしょうか。	公表いたします。
35	事業者選定基準	15	8	6)			「事業者選定基準」は募集要項等の公告時に公表されますでしょうか。	公表いたします。
36	契約保証	16	9	5)			契約保証金に代わる工事保証（履行ボンド等）の利用は可能でしょうか。	契約保証金としては、 ① 契約保証金(現金) ② 政府の保証のある債権 ③ 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 ④ 契約保証金にかわる金融機関等の保証書又保証事業会社の保証証書⑤保険会社が交付する履行保証保険の保険証券 以上の利用が可能です。
37	契約保証金	16	9	5)			「契約保証金」は、事業者が保証事業会社との保証契約を行う事で、代替になりますか。	No. 36回答をご確認ください。
38	契約に関する事項	16	9	6)			設計完了後に「変更契約」は締結しないのでしょうか。しないのであれば、「工事設計額を検査し承諾」とありますが、承諾した結果、金額がどのように確定するのかを具体的に示してください。	設計時の施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合を除き、変更はしない予定です。金額については実施方針P17-8) 精算についてをご確認ください。
39	工事設計額	16	9	6)			工区ごとに設計を行い図面と金入り設計書を作成し、かつ設計額は見積書提出年度を基準とするということは、労務単価、資材単価、経費率等は全て設計完了年度の基準が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	工事設計額	16	9	6)			工区ごとに設計書を作成する場合、各工区の設計内容によっては合計金額が当初契約金額を超過する可能性があります。それは許容されると理解してよろしいでしょうか。	基本的に超過は認めません。特殊な事情が生じた場合は別途協議いたします。

41	調査、設計業務の精算金額	16	9	6)			調査費、設計費の精算はどのように行なわれるのかご教示ください。設計業務も工区ごとに金入り設計書を提出し、当初契約との差額が精算されると理解してよろしいでしょうか。この場合、当初契約では設計業務の工区補正、延長補正等がありますが、工区ごとに精算する際はそれが変更になるということでしょうか。	設計費は、工区毎に算出しています。補正は、工区毎に行いますが、補正率は当初の総延長に基づいた値を使用いたします。
42	前払い金	16	9	7)			「前払金」「中間前払金」の請求にあたっては、桑名市契約規則第55号の第49号に「請負者と保証事業会社との間の保証契約が必要な旨」記載がありますが、事業者が契約保証金を納付する場合、保証契約の代替になりますか。	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定に基づく保証事業会社の保証証書を添付した上で請求を行うことが条件となります。
43	支払い方法	17	9	7)			「支払限度額については、当初契約時の提案価格」とありますが、これは年度払いの合計額についての記述であり、詳細設計終了時の精算もしくは工事終了時の設計変更により合計金額が当初契約時の提案価格を超える場合は、最終払い時に清算される、という認識で宜しいでしょうか。	設計に関しては、No. 40回答をご確認ください。工事については、ご理解のとおりです。
44	部分払い	20	1 0	5)			詳細設計と施工は別々の支払い、かつ工区毎の支払いとなりますでしょうか。	支払い回数については、実施方針に記載のとおり、各工区の工事が完成した段階での支払いとなります。
45	契約書案	20	1 1	2)			「契約書（案）」はいつ公表される予定でしょうか。	募集要項等と同じ時期を予定しています。
46	桑名市と事業者の責任分担	21	1 1	2)			社会リスク/第三者賠償リスクの「上記以外によるもの」について、具体的な事例をいくつか示してください。	発注者の責によらないものは全て対象となります。事例としては、「工事の際、通行人が仮舗装で転んで怪我をさせた。」等が考えられます。
47	法令変更リスク	21	1 1	2)	(共通事項)	5)	広く一般的に適用される法令の変更や新規立法であっても、本事業に直接の影響が出る場合もありますので、都度協議させて頂くという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	許認可リスク	21	1 1	2)	(共通事項)	10)	「上記以外」に第三者が原因となる場合も想定されますので、その場合は都度協議させて頂くという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	第三者賠償リスク	21	1 1	2)	(共通事項)	12)	「上記以外」に第三者が原因となる場合も想定されますので、その場合は都度協議させて頂くという認識で宜しいでしょうか。	この項は工事に起因する第三者への賠償を想定しています。原因者が第三者の場合は、想定しておりません。
50	不可抗力リスク	21	1 1	2)	(共通事項)	25)	本事業の本質は建設請負工事であるため、不可抗力リスクは発注者負担が原則と考えます。事業者が負担する一定程度の範囲を具体的に教示ください。	事業者の負担は請負代金額の100分1までの額を範囲として想定しております。
51	不可抗力リスク	21	1 1	2)	(共通事項)	25)	「従負担」において、「一定程度までは事業者が負担し」との記述がございます。その「一定程度」とは、一般論としては、事業者が加入する工事保険でカバーできる範囲と考えますが、如何お考えでしょうか。	No. 50回答をご確認ください。
52	桑名市と事業者の責任分担	22	1 1	2)		13)	建設段階のリスク/工事費増大リスクの「事業者の事由による工事費の増大」とは、どのような事由が該当しますか。具体的な事例をいくつか示してください。	事例としては、「事業者の提案により安価で効率的方法を協議して実施したが、逆に高価となった。」等が考えられます。
53	桑名市と事業者の責任分担	22	1 1	2)		15)	建設段階のリスク/工事監理リスク/工事の監理に関するものの発注者のリスクは記載がありますが、事業者にはどのようなリスクが該当しますか。具体的な事例をいくつか示してください。	工事監理は、発注者側のみのリスクとなるため、事業者側のリスクについては削除いたします。
54	工事監理リスク	22	1 1	2)		15)	本事業に工事監理業務は含まれていないため、工事監理リスクを事業者が負担することはないと考えます。事業者もリスク負担するとした考え方を教示ください。	工事監理は、発注者側のみのリスクとなるため、事業者側のリスクについては削除いたします。
55	引渡し前損害リスク	22	1 1	2)		17)	「本施設の引き渡し」は工区毎の検査完了後との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	設計図の提供	24	1 4	2)			プロポーザル公告時の地下埋設物資料の提供に先立ち、既設水道管路及び新設管路の設計情報（断面図、特殊部図面等の情報）は、ご提供いただけますでしょうか。提供可能な範囲、時期をご教示願います。	公告時に閲覧資料として平面図、標準断面図は用意する予定となります。